



民法改正案成立・公布

2017 年 6 月、民法の契約に関するルールを大幅に見直す民法改正法が成立し、10 月に公布されました。民法が制定されて以来最も大きな改正で、2020 年の施行に向けて活発な議論が行われています。

高齢化に対応するため、遺産相続については抜本的な改革案が法制審議会の相続部会より出されました。このほかにもシニアの暮らしに密接に関係する内容が多く含まれています。

今回の改正のポイント

配偶者相続人を保護するための方策

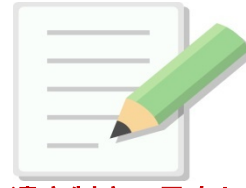
配偶者に居住権を新設

現行では例えば家の評価 4000 万円、預貯金 2000 万円の場合、夫が亡くなった時妻の法定相続分は 3000 万円、2 人の子どもの法定相続人がそれぞれ 1500 万円になります。家の評価額が妻の法定相続分を超えるため妻は法定相続分で相続すると家を売却しなければならなくなり、住むところを失います。

一方、改正法の場合配偶者居住権を 2000 万円、所有権を 2000 万円で購入します。妻は法定相続分 3000 万円のうち配偶者居住権 2000 万円、預貯金 1000 万円が受け取れます。また子供 2 人は法定相続分 1500 万円のうち家の所有権 1000 万円、預貯金 500 万円になります。したがって、妻は配偶者居住権を設定することにより、家に住み続けることができる上に、預貯金 1000 万円も相続できることになります。さらに配偶者保護として遺産分割が終了するまでは無償で住める権利を設けます。

遺産分割の見直し

20 年以上結婚生活を続けていた夫婦に限り、住んでいた家が遺贈・贈与された時は遺産の中からその家を除くことができます。また遺産分割協議が成立する前でも、葬儀代や生活費などを被相続者(死亡者)の預貯金から引き出すことができるようになります。



遺言制度の見直し

自筆証書遺言のトラブルを防ぐために、法務局で保管できる制度になります。相続人が遺言の有無を調べられる制度も導入されます。また自筆証書遺言を法務局に預けた場合、家庭裁判所で相続人が立ち会って内容を確認する「検認」の手続きが不要になります。

自筆証書遺言は「全文を自筆する」ことが成立要件とされていましたが、遺言を作成する人の負担を軽くすることと誤字などのトラブルをなくすために「財産目録」はパソコンでの作成が可能になります。

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族（子どもの配偶者など）が介護などをした場合相続人に金銭などの請求をできるようになります。しかし貢献の度合いなどをどのように評価するのは難しい問題で、介護記録を作成しておくことが必要になります。家族の仲がよいことが大事で生前から意思を伝えておくことが大切です。

金融機関の「仮払い制度」

現行法では遺産分割協議が成立するまでは原則として銀行などの金融機関は故人の遺産の払戻や名義変更に応じることができず、口座は凍結されました。そこで生活費や葬儀代の支払いのために個人の預金を金融機関から引き出しやすくする「仮払い制度」が創設されます。

その他にもいくつか改正されることはありますが、民法の正確な知識をしっかりと理解しておくことが大事でしょう。弁護士や司法書士、行政書士などの専門家に相談してみることも大切です。(Y)

